

平成28年第11回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月25日（金）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（29人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	麻生	克典						
委 員	3 番	岸本	六郎	4 番	浦口	大輔	5 番	今村	和人
	6 番	岳野	一敏	7 番	太田	尚臣	8 番	山口	美幸
	9 番	郡	勝壽	10 番	辻尾	政幸	11 番	松本	千代治
	12 番	竹尾	久人	13 番	高野	和美	14 番	山口	孝生
	15 番	木本	安仁	16 番	山下	裕史	17 番	内海	輝次
	18 番	辻山	保美	19 番	辻	良人	20 番	山脇	初良
	22 番	牛水	司	23 番	宮原	信明	24 番	熊野	三次
	25 番	朝長	久夫	26 番	山添	満之	27 番	平野	安雄
	28 番	福田	務	30 番	井田	初美	31 番	田中	初治
5. 欠席委員（2人）

21 番	澤田	馨	29 番	大久保	和博
------	----	---	------	-----	----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第52号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第53号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項

 - ・農地改良届について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴
8. 会議の概要
事務局 只今から平成28年西海市農業委員会第11回総会を開会いたします。
本日、21番：澤田委員、29番：大久保委員より欠席の旨

■■■■氏は認定農業者の資格を取得し、それに伴い農業技術も身につけ、経営の安定が期待できるようになったので経営移譲するもの。(■■■■の経営移譲年金受給申請準備のため)」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は8頁から21頁までで、8頁に位置図、9・10頁に付近状況図を添付しております。黄色に塗り番号を入れているのがそれぞれの申請地で⑥の下に譲り受け人の自宅があります。11から14頁は字図で、それぞれ黄色に塗られているところが申請地です。15から17頁は航空写真で赤枠に囲まれた部分が申請地です。18頁から20頁に現況写真を添付しています。施設(花)を中心に水稻栽培も行っています。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

13番 説明にありましたように譲り渡し人と譲り受け人は親子関係で、譲り受け人の■■■■は認定農業者として意欲ある若者であり、確実に成長していますので、問題ないと思います。よろしくご審議方お願いします。

議長 ただ今、議案第48号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。
ここで■■■■の入室・着席をお願いします。

議長 次に議案第48号の3番について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは「3番」について説明します。資料は21頁です。所在地・地番が西彼町■■■■、地目・田、現況・畑、地積・127㎡、■■■■、地目・田、現況・畑、地積・228㎡、

ことです。排水計画について雨水は自然流下・水路放流で道路側溝へ放流するとのことです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

5 番 先週現場を確認しました。譲り渡し人は昨年まで■■■■に勤務しておられ、譲り受け人は長らく■■■■を経営しておりましたが、譲渡して現在は無職ということでした。自宅の通用路及び自家用駐車場として整備するため売買の申し入れをし、今回の申請に至ったとの事でした。整備の内容については添付の図面等で分かるように、切り盛り、舗装をして自宅の勝手口まで通路を作るというものです。雨水等の排水は既設の排水溝と市道の側溝へ流入するため特に問題はないことを確認しました。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第50号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第51号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは49頁、議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」を説明いたします。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。50頁は農地利用集積計画集計表です。「使用貸借・賃貸借権設定」（県公社借入分）16件の表が対象となっています。

県公社借入「10年」のもの「賃貸借」畑・15筆、15,712㎡、「10年」のもの「使用貸借」畑・1筆、4,451㎡となっています。51頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」畑・15筆、15,712㎡、「10年」のもの「使用貸借」畑・1筆、4,451

m²、新再区分は「新」で備考欄に「切替」とあるのは市農業公社借り入れ分の満期分を中間管理機構に切り替えるものです。今回は計16筆、20, 163 m²となっています。詳細は一覧表のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第51号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第51号「農地利用集積計画の決定について」は、
原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に議案第52号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは52頁、議案第52号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を説明します。農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は53頁です。先ほど51頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・16筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1社」に対し計15筆、15, 712 m²の賃貸借と「1名」1筆、4, 451 m²の使用貸借が計上されています。1番から15番までの15筆、「賃貸借」、「10年」と16番の1筆「使用貸借」、「10年」の農用地利用配分計画（案）が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。54頁から56頁にそれぞれの経営状況を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは1番～15番の補足説明を担当委員をお願いします。
15番 　　現地は■■■■地区の基盤整備地区の近傍で、譲り受け人（借り手）は■■■■地区共々積極的に取り組んでいます。特に問題はないと思
いますのでよろしくご審議ください。

議 長 　　次に16番について担当委員をお願いします。

麻生委員 概ね資料のとおりでありまして、XXXXXXXXXXというところで、有機栽培をやりたいとの事でした。一年位前に移住してきた方です。何とか頑張ってもらいたいと期待もしておりますので、よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第52号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議 長 次に議案第53号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。申出者毎に審議をいたします。まず1番から3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は57頁をお願いします。議案第53号の非農地通知の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は18筆、27,760㎡について、審議を頂きたいと思います。申出者は5名となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

1番から3番の土地につきまして、所有者は奈良県XXXXXXXXXXの方で相続した物件が対象地となります。58頁に位置図、59頁に付近近況図、60頁に字図、61頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の1番から3番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。62頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について代理申請者への聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

2番 対象地区で申出者のことを聞き取りしましたが、知ってる方はおり

ませんでした。奈良県■■■■■に住んでおられて、教職についているということで、現地を回復するということは望めません。現況も復元は出来ないような状況であることを確認しましたのでよろしくお願いします。

議長 　ただ今議案第53号の1番から3番までについて説明がありました。これより質疑に入ります。皆さん何か意見はありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」ということで、特に問題もないようですので議案第53号の1番から3番につきましては非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　次に議案第53号の4番から12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 　4番から12番の土地につきまして、所有者は大瀬戸町の方で、申請地10の南側に自宅があります。63頁に位置図、64・65頁に付近近況図、66頁から69に字図、70頁から73頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の4番から12番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。74頁から75頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

8番 　4番～7番は周囲も山林で当該地も原野化しており、耕作できる状態ではありませんでした。8番と9番も原野化していました。10番は田んぼだったと思われませんが原野、一部は沼のような状態で耕作できる状態ではありませんでした。11番と12番は山林となっており、本人も今後耕作する意思はないとのことでした。ご審議をよろしくお願いします。

議長 　ただ今議案第53号の4番から12番までについて説明がありました。これより質疑に入ります。皆さん何か意見はありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」ということで、特に問題もないようですので議案第 5 3 号の 4 番から 1 2 番につきましては非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 5 3 号の 1 3 番から 1 5 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 1 3 番から 1 5 番の土地につきまして、所有者は西彼町の方で、申請地 1 3 の西側 6 0 0 m 付近に自宅があります。7 6 頁に位置図、7 7 頁に付近近況図、7 8 頁に字図、7 9 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の 1 3 番から 1 5 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。8 0 頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

2 0 番 近隣には本人が耕作している梨園がありますが、現地は傾斜がきつく長年耕作されておられません。結果、山林化しております。本人も復元する意向はないということですので、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今議案第 5 3 号の 1 3 番から 1 5 番までについて説明がありました。これより質疑に入ります。皆さん何か意見はありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」ということで、特に問題もないようですので議案第 5 3 号の 1 3 番から 1 5 番につきましては非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 5 3 号の 1 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 1 6 番の土地につきまして、所有者は諫早市の法人で、時効取得により申請地 1 6 を取得しています。7 1 頁に位置図、8 2 頁に付近近況図、8 3 頁に字図、8 4 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の 1 3 番から 1 5 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限り

では特に支障はないという判断をいたしました。85頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について代理申請者（行政書士）への聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長　それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番　先日現場を確認しました。現場は■■■■■■■■■■の近くの県道脇で元は田んぼだったかと思いますが山林化しており、長年耕作していない状況を確認しました。所有者に連絡は取れておりませんが農地としては利用できないと判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いします

議長　ただ今議案第53号の16番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さん何か意見はありませんか。

27番　地区担当委員の説明でよく分かりましたが、写真で見る限りでは非農地というには少し早いような気がします。それと所有者が法人ということですが、何か事業の計画があるのでしょうか。仮に計画があるとした場合、地元とのコンセンサスは得られているのかお尋ねします。

19番　当該地区は担当区域ではありますが行政区としては別の行政区になっております。所有者に連絡を取ったわけではないので詳細は分かりませんが、あくまでも非農地通知の対象としてどうかということでの確認をしたところです。仮に何か事業が計画されているとすれば、その時点で地元なり関係者なりと協議されるのではないかと認識しております。

11番　申請地付近の河川は水源の流域になっていると思います。担当委員の説明のとおりで、農地としての判断をするということは当然だと思います。そこで時効取得した法人から直接申し出があったのかどうかということ。また、その後の利用については、農業委員会とは別に、その時点で事前の協議なり、説明なりが行われるものと認識しておりますが、その点について事務局にお尋ねします。

事務局　本件の時効取得については、法務局から時効取得の要件が整ったということで通知があったものです。

申し出は行政書士を通じてなされたもので、県にも報告をしております。また、当該地は農業振興地域内で農用地区域となっておりますので、仮に開発をする場合は農林課を通じて農用地区域からの除外の

手続きが必要となりますので、非農地とされたとしても、たちまち次の利用につながるということには当らないかと考えております。その説明もしているところです。

1 1 番 非農地通知の意味合いは理解しておりますが、一方で開発云々につながる可能性を考えると躊躇するような思いもあります。いずれにしても、注視していく事は必要かと考えます。

6 番 仮に計画がある場合は地元からの意見とかも聞いた方がいいのではないのでしょうか。

2 番 農振農用地区域の制限とは絶対的なもののでしょうか。

事務局 農振農用地区域において無許可で開発等された場合は、原状回復命令を含めて、措置がある旨は伝えております。

2 7 番 写真もちょっと見にくいようですので、事務局で再度調査をしていただくというのはどうでしょうか。

2 0 番 現地等含めて再度調査をしてから改めて審議するのはどうでしょうか。

事務局長 あくまでも農地として復元が可能かどうかの判断でありまして、担当委員の説明にありましたように、開発云々はその時点で説明なり協議がなされるものと理解しております。

また、農振農用地区域から除外される訳ではありませんので、制限はかかったままであります。

2 4 番 局長説明のとおりと理解しております。ただ、写真を見る限りにおいては確かに判別しにくいとは思いますが。

議 長 先ほど事務局から説明がありましたように、申し出がでており、仮に非農地通知の対象として決定をしても、農振農用地区域に入ったままであり、何か事業をする場合は農振農用地区域からの除外手続きが必要になるという事であります。

7 番 非農地通知と除外の手続きの関係は。

事務局 非農地通知については、赤判定になった農地については非農地通知の対象としてよいとされておりますが、リスクがある場合があります

ので、申し出があった場合で、支障がない場合について対象としているところです。

事務局長 農地に関する手続きではありますが、非農地通知の判断と、農振除外はリンクしていないのが現状です。仮に何らかの計画があつて農振農用地区域の除外の手続きをする場合は、農林課を通じて農業委員会に上程されることになり、そこで審議となります。

参考までに、開発の場合で5,000㎡以上の一段の土地の開発をする場合は、事業計画を定め、市長に対して土地開発等届出書を提出しなければならないと土地対策要綱に定められており、林地の場合は10,000㎡を超えて形質の変更等する場合は県の許可が必要となります。

議長 ほかにありませんか。 本案につきましては写真も若干判断しにくい状況でもありますが、意見も多数出ておりますので採決を取りたいと思います。 議案第53号の16番について非農地通知の対象とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

《挙手 14名》

議長 議案第53号の16番について、再調査を含め、非農地通知の対象とすることに反対の方の挙手を求めます。

《挙手 15名》

議長 反対多数となりましたので、本日の総会での決定は否決されました。

事務局 本件につきましては、写真が鮮明でないところもありますので、再度現地等調査することといたします。

議長 次に議案第53号の17番と18番について事務局より説明をお願いします。

事務局 17番、18番の土地につきまして、所有者は大瀬戸町の方です。86頁に位置図、87頁に付近近況図、87・89頁に字図、90・91頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の17番、18番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。92頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き

取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を朝長委員お願いします。

25番 今朝、現地を確認しました。17番につきましては山林化しており、田んぼだった跡形もない状況でした。18番についても同様で、山林化しております。2筆とも非農地通知の対象として問題ないと思います。

議長 ただ今議案第53号の17番と18番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さん何か意見はありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」ということで、特に問題もないようですので議案第53号の17番と18番につきましては非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 それでは資料は93ページをお願いします。平成28年11月受付「農地改良届出について」を説明いたします。「1番」は田畑の転換となっています。申請地は登記地目が「田」となっています。現況は不耕作となっており、周辺地の■■■■■■■■■■「山林」3,643㎡に太陽光発電設備の設置計画があり、切土を盛土に利用し、1.6m嵩上げを行い畑地に転換をするというものです。事業は平成28年11月1日から平成28年12月30日までを予定しております。資料は93頁です。

所在地・地番が西彼町■■■■■■■■■■、地目・田、地積・1,818㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は94頁から102頁までで、94頁に位置図、95頁に付近近況図、96頁に字図、97頁に航空写真、98頁に現況写真を添付しています。99頁に被害防除計画書、100頁から102頁に工事計画書をつけています。事務局からの説明は以上です。

6番 確認です。事業者からの説明と場所がちよっと違うように思いますが。

事務局 農業委員会に届出が提出されたのは、全体計画のうちの農地の部分のみとなっております。

議長 よろしいですか。

6番 了解。

議長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

皆さんのほうから何かありませんか。

これをもちまして西海市農業委員会第11回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。